

社会福祉施設等の各事業者 様へ

火災予防対策について

～令和 8 年度集団指導～



令和 8 年 5 月
川口市消防局 予防課



- 01 火災の現況と最近の動向
- 02 社会福祉施設での主な火災事例
- 03 消防訓練と防火管理について
- 04 主な消防用設備等の使い方について

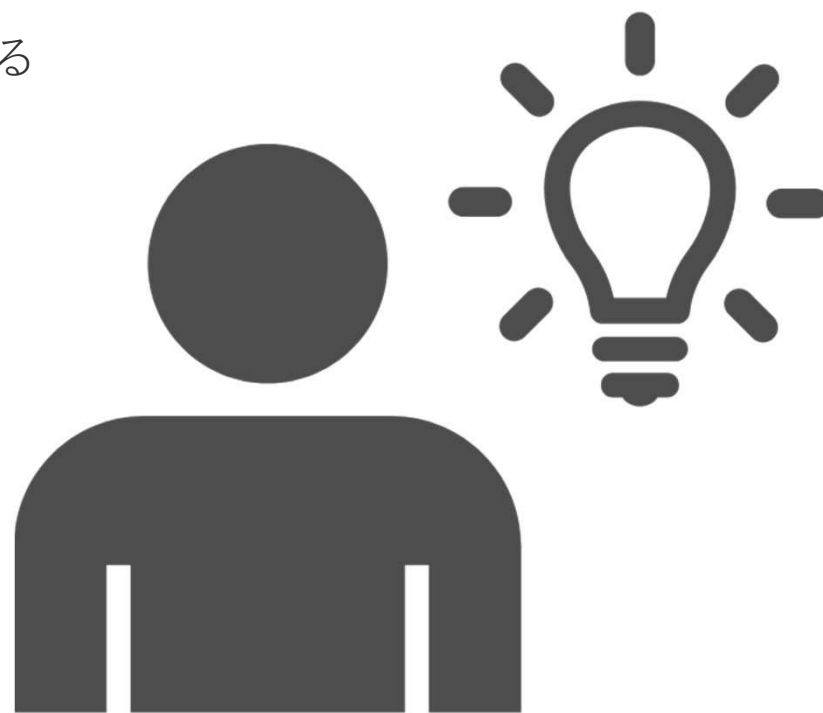


01 近年の火災発生状況と死者数の傾向を理解する

02 高齢者や住宅火災にリスクが集中している現状を理解する

03 小規模施設での重大火災の教訓を理解する

04 日頃の防火管理、消防訓練、初動対応の重要性を理解する





令和 6 年中、
川口市内で
発生した火災件数は
何件だったのでしょうか？





131 件

(対前年比 11 件減)

約 2.8 日に 1 件の割合で火災が発生



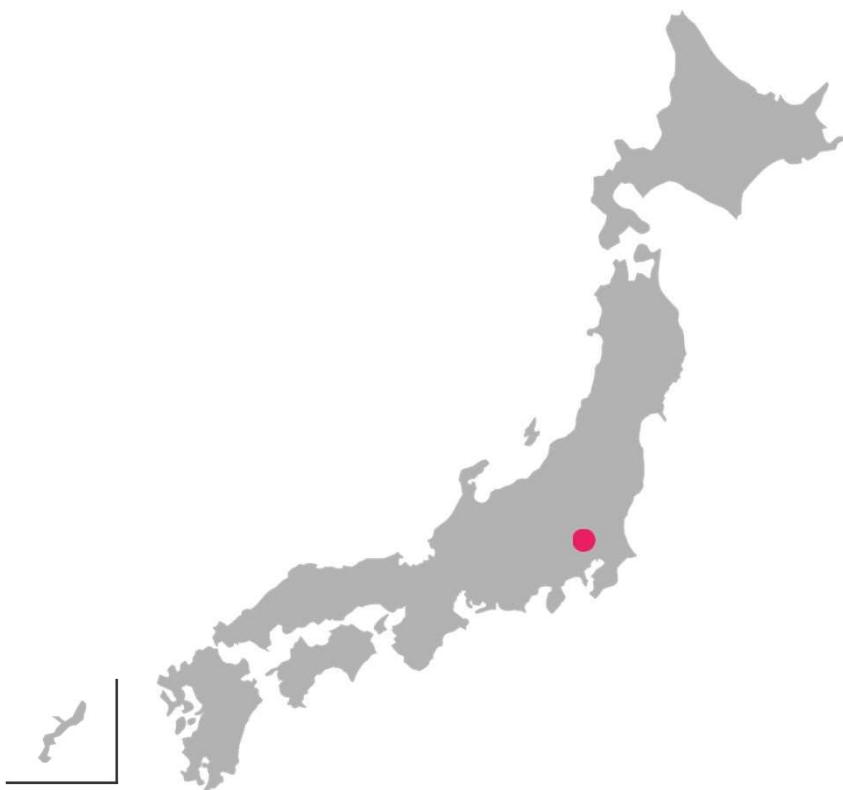
全国では…

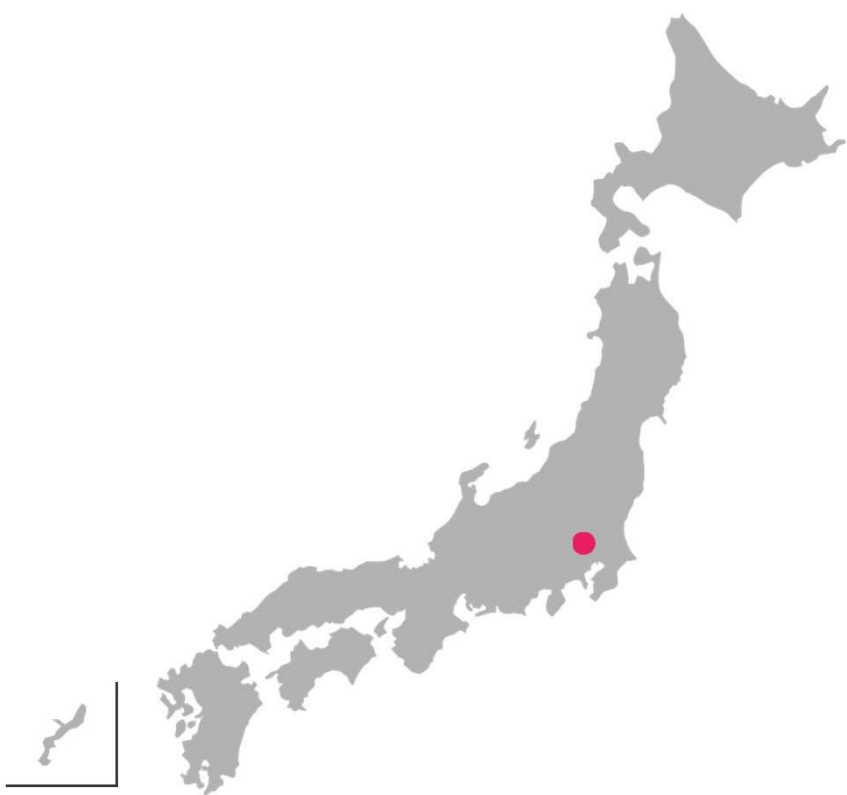
37,141 件

(対前年比 1,531 件減)

1 日あたり 102 件

➤ 長期的に減少傾向、近年はおおむね横ばい





人口 1 万人当たりの出火件数 → 出火率

全国平均で 3.0 件／万人

埼玉県 2.6 件（1,928 件／738 万人）

→ 38 位

川口市 2.1 件（131 件／61 万人）





令和6年中、
川口市内で
火災による死者は
何人だったのでしょうか？

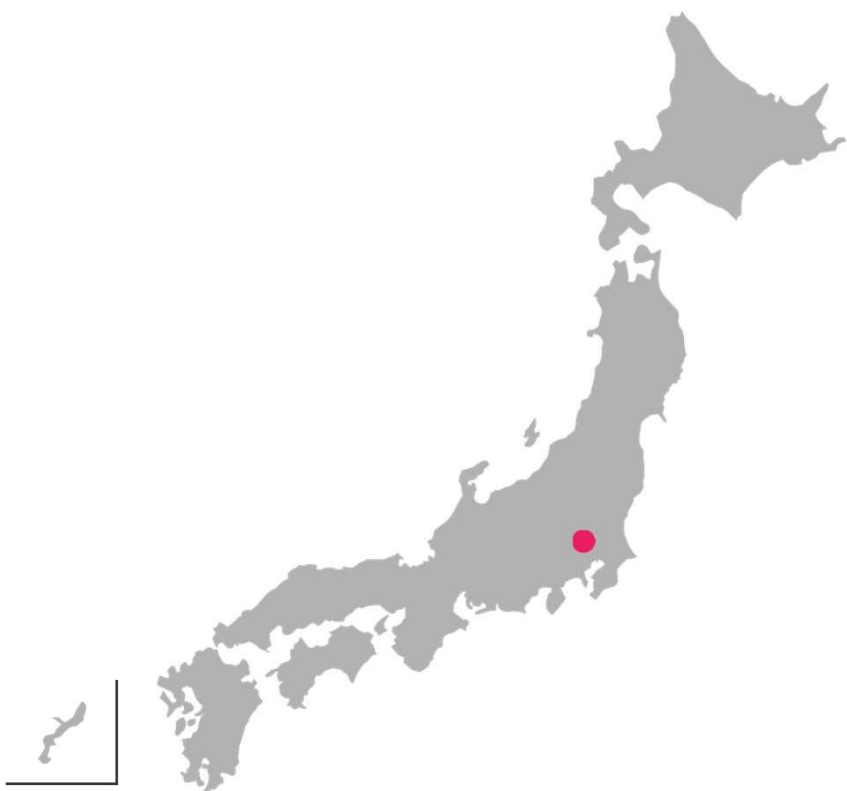


5人

すべて建物火災によるもの

全国では…

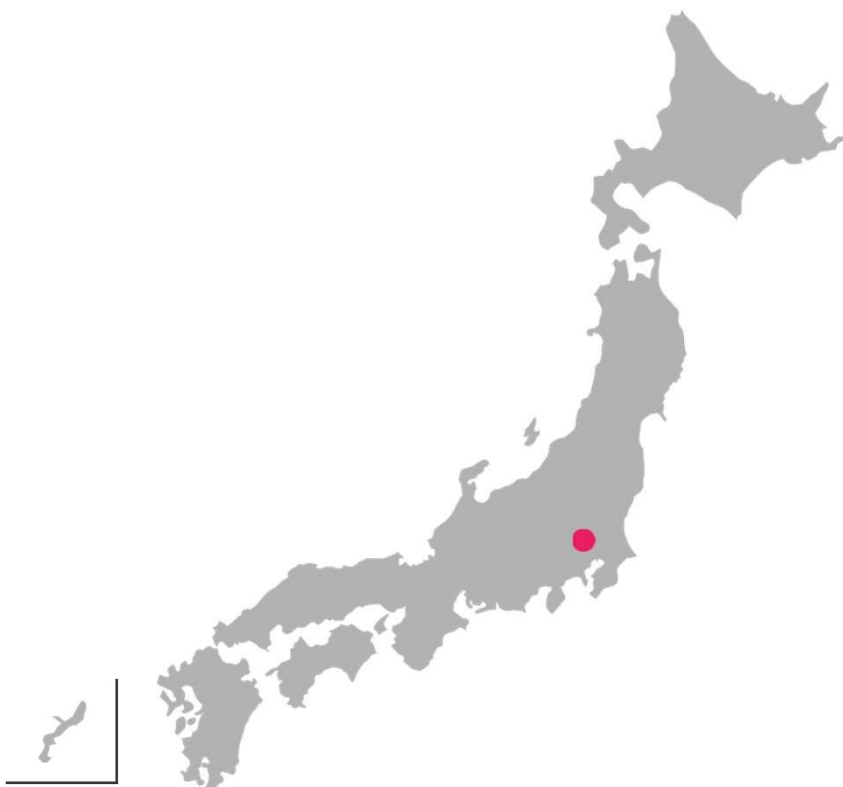
1,228人（放火自殺者等を除く。）



火災による死者数（放火自殺者等を除く。）を年齢別で見ると…

**65 歳以上の高齢者が
911 人で 74.2 % を
占めています。**

年齢階層別の人口10万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に **81 歳以上** の階層が、全年齢階層における平均の **3.9倍** となっています。





建物火災による死者の **92.5 %**が**住宅**で発生

火災件数は横ばいですが、令和3年以降、**住宅火災の死者数が増加**しています。

また、65歳以上の高齢者の割合も増加している。
更なる高齢化の進展が見込まれる中、住宅火災による高齢者の死者数の割合は今後増加していくことが予想される。



住宅防火 いのちを守る10のポイント

火災による死者の約9割は住宅で発生しています

4つの習慣



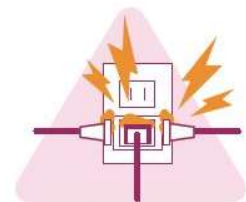
1 寝たばこは絶対にしない、させない



2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない



3 こんろを使うときは火のそばを離れない



4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策



1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する



2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する



3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具や衣類、カーテンは、防火製品を使用する



4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく

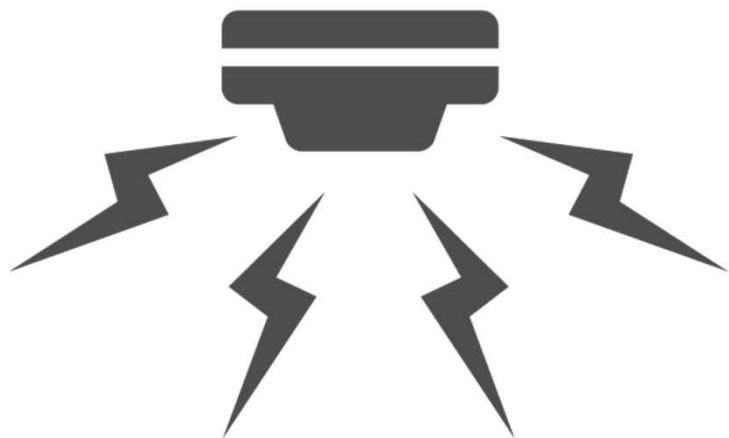


5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく



6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

出典：消防庁ホームページ 住宅防火関係 (<https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/juukei.html>) を加工して作成



川口市での住宅用火災警報器については、
平成20年6月に全ての住宅への設置が義務化
平成30年6月に10年を経過

- 定期的な点検や老朽化した機器の交換
- 適切な維持管理を促進することが重要

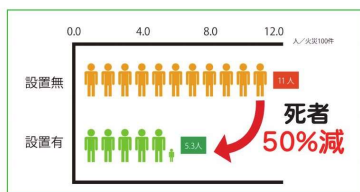


**忘れていませんか？
住宅用火災警報器の点検・交換！**

- 点検は定期的(年2回)に
- 交換の目安は10年

住宅用火災警報器の効果にご注目

設置している場合は、いない場合と比べて死者の数は半減。
焼損床面積と損害額も大幅に減少。
住宅用火災警報器の設置で、火災の被害を少なくできます！



※平成29年から令和元年の火災報告から集計

いざという時に頼れる住宅用火災警報器

てんぶらを揚げているのに、火を消さずその場を離れてしまった…
タバコの火が座布団に落ちたのに、気づかなかった…
家族全員が寝ている夜中、放火された…
こんなとき、住宅用火災警報器がすぐに火災を警報でお知らせ！
初期消火や素早い避難をすることができます。



**もしもの時に
住宅用火災警報器が
作動しなかったら…
そこで大切なのが、
点検と交換です。**

誰でも簡単！住宅用火災警報器の点検・交換

- 点検は定期的
本体のボタンを押すか、付属の紐を引きます。
正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。
少なくとも年に2回は点検しましょう。
(春・秋火災予防運動の時期に実施することを推奨)



反応しない場合は、すぐに**交換**しましょう！

- 交換の目安は10年

設置から10年以上の場合も**交換**しましょう！

設置年数は、設置の時に記入した設置年月や交換期限で確認できます。
記載がない場合は、製造年でおおよその時期がわかります。

新しく交換する際は、生活に適した機器を！

火災などの危険に対して、より安心できるさまざまな機能を兼ね備えた機器の設置を検討しましょう。

連動型住宅用火災警報器

作動した警報器から他の部屋の警報器へ連動させて警報を行い、火災発生にいち早く気づけます。

部屋数の多い住宅にお勧めです。



CO警報器複合型住宅用火災警報器

火災だけでなく、家庭内で発生する一酸化炭素を検知します。

石油ストーブなどの燃焼機器を使用する方にお勧めです。



屋外警報装置

インターホンなどを通じて火災発生を家の外にも知らせます。通行人等の通報や、初期消火等の協力が期待できます。

一人暮らしや、お年寄りのみの世帯にお勧めです。



補助警報装置

火災を感知した際に、警報音以外の光や振動などで火災の発生をお知らせする付属機器です。

お年寄りや目・耳の不自由な方にお勧めです。



お問合わせ先



大切な人や思い出を失う前に…

住宅用火災警報器を 設置しましょう!!



安心 安全 住宅用火災警報器の**3**箇条

設置

点検

10年で交換

川口市消防局 × TOKYO GAS

川口市 住警器 検索



住宅火災では 逃げ遅れが死亡原因の約5割

なぜ設置が
必要なの?

特に夜間の就寝時間帯は、火災の発生に気が付かないことが多く、火災から尊い命を守るには、火災に早く気付くことが重要となります。このようなことから、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

どこに設置するの?

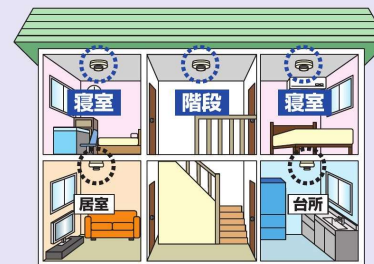
火災予防条例で設置が
義務付けられているのは

寝室

として
使用する部屋

階段

2階以上に
寝室がある場合



※煙を感知する住宅用火災警報器の設置が必要です。
※台所および居室にも設置することを推奨します。

住宅用火災警報器の点検

住宅用火災警報器が正しく作動するには、清掃と点検が必要です。いざという時に住宅用火災警報器が正しく作動するよう、「清掃」と「点検」を行きましょう。点検方法は、「ボタンを押す」「ひもを引く」ことで簡単にできます。点検音を確認し、正常に作動するようにしましょう。

正常な場合



異常な場合



火災・都市ガス・一酸化炭素を
検知する警報器もあります。

都市ガスや一酸化炭素(CO)も感知して、あらゆる側面から火災等の発生を知らせる**複合型の警報器**です。



住宅用消火器を設置しましょう

消火器による初期消火は火災の被害軽減に有効です。**住宅用消火器**は、小型で軽量の消火器で、誰でも簡単に操作することができます。



お問い合わせ 川口市消防局

(配布協力) TOKYO GAS



KAWAGUCHI CITY
FIRE DEPARTMENT
Fire Prevention Division

02 社会福祉施設での主な火災事例火災

	出火年月日	出火場所	事業者名	死者数	負傷者数	損害額（千円）	出火原因
1	昭和30年2月17日	神奈川県横浜市	聖母の園養老院	99	9	15,340	かいろの火の不始末
2	昭和43年1月14日	大分県日出町	みのり学園小百合寮	6	—	2,793	アイロンの使用放置
3	昭和45年3月20日	山梨県上野原町	泉老人ホーム	4	—	不明	電気コンロの使用不適切
4	昭和48年3月14日	東京都東村山市	老人ホーム東村山分院	2	—	234	不明
5	昭和61年2月8日	青森県弘前市	島光会草薙園	2	6	5,352	たばこ
6	昭和61年7月31日	兵庫県神戸市	陽気会陽気寮	8	—	56,702	放火の疑い
7	昭和62年2月11日	静岡県富士市	佛祥院	3	1	14,807	不明
8	昭和62年6月6日	東京都東村山市	昭青会松寿園	17	25	71,666	放火の疑い
9	平成18年1月8日	長崎県大村市	やすらぎの里さくら館	7	3	34,852	マッチ・ライター
10	平成21年3月19日	群馬県渋川市	静養ホームたまゆら	10	1	20,055	不明
11	平成22年3月13日	北海道札幌市	グループホームみらいとんでん	7	2	16,317	ストーブ
12	平成25年2月8日	長崎県長崎市	グループホームベルハウス東山手	5	7	3,058	加湿器



社会福祉施設における火災を受けた法改正



平成18年1月

小規模な社会福祉施設の防火安全対策が課題に



平成21年4月

防火管理者の選任対象拡大。

消火器、スプリンクラー設備、

自動火災報知設備、火災通報装置の設置対象拡大。



平成25年2月

認知症高齢者グループホーム火災により

更なる防火安全対策が課題に



平成27年4月

用途区分の見直し > 新しい用途区分の消防用設備等の設置基準

スプリンクラー設備及び火災通報装置の基準が改正

自動火災報知設備の基準が改正



防火区画と初動体制の不備が人的被害を拡大します

● 防火区画の重要性

火災の延焼スピードが速くなり、避難に必要な時間が短縮されてしまいます。

- ・ 防火戸や防火シャッターの閉鎖障害
- ・ 階段室などの縦穴区画の不備



● 初動体制の準備

遅れが被害を広げてしまいます。

- ・ 119番通報の遅れ
- ・ 初期消火の不備
- ・ 避難誘導の不備



● 従業員に対する教育・訓練

防火区画の重要性、火災発生時の初動体制については施設管理者や防火管理者だけでなく、全ての従業員が熟知してはなりません。そのため、従業員に対する教育や繰り返しの訓練が必要です。



火災発生

あなたは **どうする?**
なにをする?

いざというときに大事な**3つ**の初動対応

通報

周囲の人や消防機関、防災センターにいち早く火災発生を伝えましょう!

- 周囲の人に大きな声で火事を知らせる。
- 非常ベルのボタンを押す。
- 119番通報をする。

※自動火災報知設備が感知したら現場に急行し、状況を確認する。

オススメ
通報用のメモを用意
● 職場の住所を伝えられるように…
● 火元、けが人などの情報も伝える

消火

消火器を持って火元に向かい消火しましょう。
天井に炎が達するまでが勝負!

- 消火器で消火できない場合は、屋内消火栓設備を使用する。
- 消火器や屋内消火栓設備の使い方や設置位置を覚えておく。

避難誘導

誘導をする際、明確に指示を伝えましょう!

- 火元の部屋のドアを閉める。
- 火元から遠い避難口へ誘導をする。
- 放送などで建物内に火災の発生を知らせ、避難誘導をする。

オススメ
非常放送用文例を用意
焦らずに情報を伝えられるように
※ 操作方法も確認しておく

総合訓練

通報、消火、避難など一連の流れを訓練しよう!

消防計画に基づき、それぞれの役割を果たせるように訓練しましょう。

オススメ
訓練時の出火場所を毎回変更する
思わぬことに気づくかも
訓練の緊張度もUP

訓練を実施する際には、あらかじめ消防機関に連絡する必要があります。

防火管理制度

尊い命と財産を守るために

消防法では、防火対象物の管理について権原を有する者に、防火管理者を定め、消防計画を作成させ、消防計画に基づく防火管理上必要な業務を行わせるよう義務づけています。

選任した防火管理者及び消防計画を所轄の消防長・消防署長に届け出る義務があります。

(消防法第8条、消防法施行令第1条の2、第3条、第3条の2、消防法施行規則第3条、第3条の2)



管理権原者の責務

- 防火管理の最終的な責任者です。(建物所有者、事業主など)
- 防火管理者に消防計画を作成させ、防火管理業務を指示、監督します。防火管理者の選任・届出

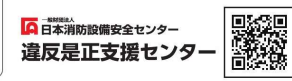
防火管理者の責務

- 防火管理業務の推進者です。
- 消防計画を作成し、防火管理業務を行います。

 消火、通報及び避難訓練の実施	 消防用設備等の点検及び整備	 火気の使用・取扱いに関する監督
 収容人員の管理	 避難・防火設備の維持管理	 その他防火管理上必要な業務

防火管理者を選任していない又は防火管理業務を適正に実施していない

消防法令に基づく命令や罰則の対象となります。



火災に備えて

いざという時にしっかり行動できるように
火災の被害を抑えるためには日頃の取り組みが重要です。

消防用設備等の点検

【消防法第17条の3の3】

- 法令に基づく点検を実施し、消防機関に報告していますか。
- 不備事項を改修していますか。

※防火対象物の関係者は点検を実施し、その結果を定められた期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければなりません。

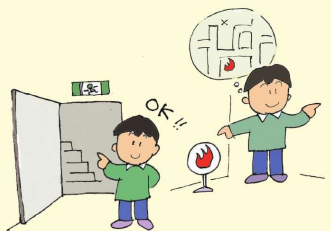


消防用設備等・
特殊消防用設備等の
点検・報告



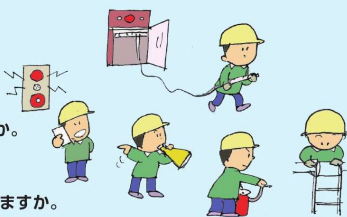
避難施設等の維持管理

- 避難方法を理解していますか。
- 階段等に物が置かれていませんか。
- 火気器具、喫煙場所、電気器具、避難施設、消防用設備等や防火設備などを定期的にチェックしていますか。



消防訓練の実施

- ベルが鳴ったらどうしますか。
- 火災発生時に適切な通報、初期消火、避難誘導ができますか。
- 消火器や屋内消火栓設備の使用方法を知っていますか。
- 避難器具の使用方法を知っていますか。



自分の身は自分で守る

消防法では、一定規模以上の建物の管理について権原を有する者に対して資格を有する者から防火管理者を定め、防火管理に係る消防計画を作成させ計画に基づいて防火管理上の必要な業務を行うことを義務付けています。(消防法第8条第1項)



※防火管理者を選任していない、選任届が提出されていない、消防計画を作成せず消防機関に届出されていない場合は、消防法に基づく行政処分や罰則が適用されます。また、消防法第8条第1項に基づく防火管理業務が適正に実施されておらず、消防法に基づく命令を履行しない場合にも懲役刑や罰金による刑罰を受けることがあります。

こんなところも気をつけよう!

- 建物内の火気取扱場所を明確にして把握しておきましょう。
- 死角となりやすい場所には、可燃物を置かない。施錠管理を徹底しましょう。
- 喫煙場所を指定し、灰皿の後始末や終業時等の定期的な点検を徹底しましょう。
- 厨房周りは常に清掃整理を、コンロに火をつけたらその場を離れない。
- 電気器具及び周辺を定期的にチェックする。たこ足配線はしない。
- 工事中は、溶接作業などの火気使用、塗装による危険物品の使用などを把握して火災予防安全対策を徹底しましょう。



報告も忘れずに

建物の用途や規模により、防火対象物(防災管理)定期点検の実施が必要となる建物や事業所があります。[消防法第8条の2の2、消防法第36条]
その場合防火対象物の管理権原者は、防火対象物(防災管理)点検資格者に点検を依頼し、点検結果を1年に1回消防長または消防署長に報告する義務があります。



日本消防設備安全センター
違反是正支援センター



KAWAGUCHI CITY
FIRE DEPARTMENT
Fire Prevention Division

平成19年6月、消防法施行令が一部改正されました。この改正により、認知症高齢者グループホームなど火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入居する小規模社会福祉施設でも、防火管理者を選任し、施設の実態に応じた消防用設備等を設置することが義務づけられました。

●防火管理者とは

防火管理者は防火管理業務を行うため管理権原者から選任された人を指し、一定の資格が必要です。防火管理者は管理権原者に指示を求めたり、従業員などに指示を与える必要もありますので、管理的・監督的地位にある人を選任します(管理権原者が防火管理者になることもできます)。管理権原者は防火管理者に消防計画を作成させ、次のような防火管理に必要な業務を行わせなければなりません。

防火管理者の業務

- ① 消防計画の作成と届出
- ② 消火、通報及び避難の訓練の実施
- ③ 消防用設備等の点検及び整備
- ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督
- ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- ⑥ 収容人員の管理
- ⑦ その他防火管理上必要な業務

防火管理者の選任等 (平成21年4月から)

- 防火管理者の選任・届出、消防計画の作成・届出
- 火気管理、避難訓練等の防火管理業務の実施

…収容人員10人以上の対象施設

●消防用設備等の設置義務

今回の法令改正により、消防法施行令別表第一(6)項口に定めるグループホームなどの対象施設については、次のように消防設備と警報設備の設置の義務づけられる範囲が拡大されました。

消防用設備等の種類	改正前の設置義務	改正後の設置義務
自動火災報知設備	延べ面積300㎡以上の施設	すべての施設
火災通報装置 (消防機関へ通報する火災報知設備)	延べ面積500㎡以上の施設	すべての施設
スプリンクラー設備	延べ面積1,000㎡以上の施設	延べ面積275㎡以上の施設 ※
消火器	延べ面積150㎡以上の施設	すべての施設

※延べ面積が1,000㎡未満の施設では水道を利用した「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することができます。

●施行日と既存施設の経過措置

改正法令は平成21年4月1日に施行されます。ただし、既存施設(新築、改築工事中含む)については、経過措置として下記のような猶予期間を設けてあります(防火管理者の選任は、平成21年4月1日から必要です)。



問い合わせ先

小規模な社会福祉施設における 防火安全対策

まさかの火災に、日頃の心構えと備えが重要です。

1 日常の火気管理

▼火の始末



寝たばこは絶対にやめましょう。
また、決められた場所で喫煙をしましょう。

▼キッチン周り等の火気管理・整頓



火を使用する前には、周囲の整理をして正しく使しましょう。

2 火災発生時の対応

▼迅速な対応



万が一、火災が発生した場合には、迅速かつ的確な対応ができますか？
被害を最小限に食い止めるため、日頃の心構えと備えが重要です。

中ページ
上段へ

4 設備の設置・維持管理



消防用設備等やその他の防災設備等を正しく設置し、日常の維持・管理をしましょう。

3 消防訓練にあたって



消防訓練を行う際は、事前準備を行うとともに、安全に注意して実施しましょう。
また、終了後には、良かった点や反省点を確認して次回に活かしましょう。

中ページ
下段へ

総務省消防庁



KAWAGUCHI CITY
FIRE DEPARTMENT
Fire Prevention Division

もしもの火災! 対応行動を頭に入れておきましょう。

火災発生時の行動

■火災ではなかった場合

火災が発生していても、濃煙や放熱などにより、自動火災報知設備等が鳴動することがあります。このようなことが頻る場合には、救急要請に相談してみましょう。

■火災場所の確認

火災の疑いのある部屋に駆け付けます。このときには、消火器を携行します。

■火災室からの避難

火災室に自力で避難できない方には、適切な介助により、一時的に火災室の外の安全な場所に避難させましょう。

■初期消火および戸の閉鎖

火災室に逃げ遅れ者がいないことを確認し、消火器などを使って消火をします。なお、炎が根に天井まで届いているなど消火が困難な場合には、避難を優先します。

■火災室を離れたときは、火災を拡大させないよう、ドアや引き戸を閉鎖することが大切です。

■火災覚知

火災を覚知したら(自動火災報知設備等が鳴動したら)、素早く行動を起こします。

■消防隊への情報提供

消防隊が到着したら、逃げ遅れ者やケガ人の有無など必要な情報を伝えます。

■火災室以外にいる者の建物外等への避難

火災の発生を叫びながら、逃げ遅れ者の有無を確認していきます。自力避難できない方などには、適切な介助を行います。

■火災室にいた自力避難困難者の建物外までの避難介助

一時的に火災室の外に避難した方を、建物の外の安全な場所まで避難させます。

■消防機関への通報

消防機関へ119番をして、必要な事項を速やかに伝えます(又は火災報知装置を起動します)。非常時には、この流れとらわれないこと、できるだけ早いタイミングで行って下さい。

万が一の備え 消防訓練を実施しましょう。

消防訓練にあたって

訓練実施の事前準備など

- 訓練中にケガをしないよう、心がけましょう。
- 訓練は、避難が最も困難な状況を設定します。
- 利用者が訓練に参加できないときは、職員が代役となるか、人形で代用しましょう。
- 近隣に、非常時に協力してくれる方がいる場合は、一緒に訓練を行うと良いでしょう。
- 自力で避難できない方がいる場合は、介助方法を事前に理解しておきましょう。
- 訓練実施後は、良かった点や反省点を確認して、次回に活かしましょう。

自己チェックのポイント

- 訓練はケガなく、実施できましたか。
- 自動火災報知設備の作動等を受けた適切な対応が理解できましたか。
- 各部屋を確認し、火災場所の確認ができましたか。
- 火災場所の確認時には、消火器を携行しましたか。
- 消火器の使い方はわかりましたか。
- 適切に119番通報できましたか(又は火災報知装置の取扱いが理解できましたか)。
- 自力で避難できない方を適切に介助できましたか。
- 火災室を離れたときは、入り口のドアや引き戸を閉鎖しましたか。
- 逃げ遅れ者の有無を確認しましたか。
- 消防隊へ必要な情報を適切に伝えることができましたか。
- 近隣協力者との連携はうまくできましたか。

その他、気付いたことなどを皆さんで話し合いながら、万が一の火災に備えましょう!

実際に避難介助や初期消火・通報行動を短時間に行う訓練をしてみましょう

▼避難介助

ピンを抜くなどの動作を行った上で放出姿勢をとり、15秒間維持します。

消火器の場合は、3-6m離れた位置からねらいます。

▼初期消火動作

▼通報訓練

●119番受付員役 ●通報者役

火事ですか、救急ですか? 火事です
 場所はどこですか? ○○市○○区○○丁目○○番○○号です
 何が燃えていますか? ○○が燃えています

あなたの名前と、今かけている電話番号を教えてください

私の名前は○○○です
 電話番号は○○○-○○○-○○○です

実際に火災が発生したときには気が動転し、落ちついて連絡できなくなる場合があります。あわてて一方的に話すや正確に伝わらない上、時間もおかかりますので、落ちついて聞かれたことに正確に答えていくと良いでしょう。

ただし、通報している場所にもで煙や火が強くなるなどの危険が迫っている場合は、すぐに避難しましょう。

KAWAGUCHI CITY FIRE DEPARTMENT
 Fire Prevention Division

21

限られた人員による 入居者の円滑な避難のために。

自力避難が困難な方が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュアル



はじめに

自力避難が困難な方が利用する小規模な社会福祉施設や有床診療所等において、夜間等に火災が発生した場合には、職員の方々が初動対応を行うこととなります。その際に限られた人員や時間の中で、初期消火、消防機関への通報、入所者の避難誘導等を円滑に行うためには、日頃の消防訓練が大切です。本マニュアルでは、自力避難困難な方が利用する小規模な施設における、火災時に一時的に待避することが可能な屋内の場所（以下「一時待避場所」）を活用した避難訓練をマニュアルとしてまとめました。このマニュアルを活用し、訓練に取り組みましょう。

■ 対象となる施設

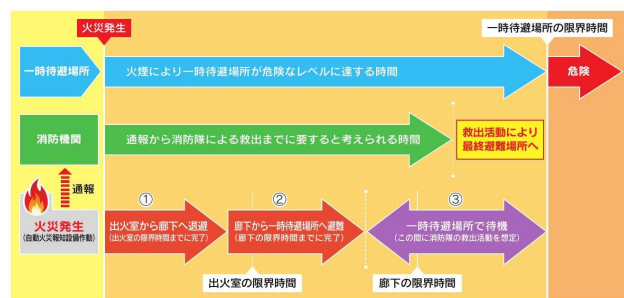
本マニュアルの対象は、小規模な社会福祉施設や有床診療所等の医療施設のうち、自力避難困難な者が利用する施設で、次の5つの条件にすべて該当する施設です。

- 条件1** 避難上有効なバルコニー等または防火区画が設置されていないもの。
本マニュアルでは、これらが設置されておらず、一時待避場所の活用が求められるものを対象としています。
- 条件2** 主要構造部が準耐火構造（耐火構造を含む）であるもの。
消防隊の到着時に避難が完了していない場合も考えられることから、消防隊による救出を想定し、一定時間、構造耐力上支障のある変形等の損傷を生じない構造であることが必要です。
- 条件3** スプリンクラー設備、特定施設水道連結型スプリンクラー設備等が設置されていること。
スプリンクラー設備等による一定の延焼抑制効果が確保されていることが必要です。
- 条件4** 自動火災報知設備（特定小規模施設用自動火災報知設備を含む）及び消防機関へ通報する火災報知設備が設置され、かつ自動火災報知設備の感知器の作動と連動して消防機関へ通報されるものであること。
消防隊の到着に遅れが生じることのないよう、確実かつ迅速な通報が確保されていることが必要です。
- 条件5** 地階または3階以上の階に自力避難困難な者が利用する居室が存在しないこと。
消防隊による救出を想定し、消防隊の装備等を考慮しています。

「一時待避場所」を活用した避難方法について

「一時待避場所」を活用した避難方法のイメージ

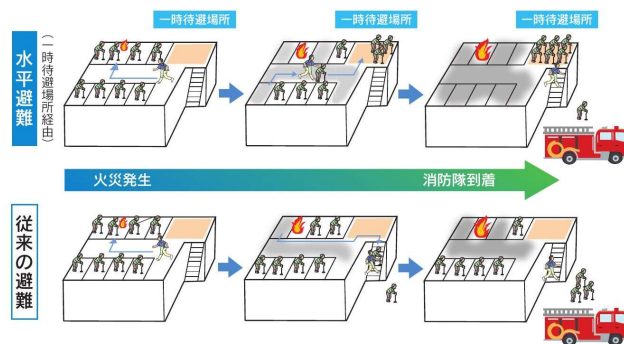
- ① 火災室が危険な状況になる前に、火災室から退避する。退避後は火災室の戸を閉鎖する。
- ② 廊下が危険な状態になるまでに、廊下をとって、一時待避場所へ水平的に避難する。待避中は廊下と一時待避場所の間の戸は閉鎖し、消防隊が到着するまで待機する。
- ③ 一時待避場所が危険な状態になるまでに、安全な場所へ避難する。



従来の避難方法との違い

一時待避場所の要件のイメージ

- ① 通報から消防隊による救出までの間、危険な状態にならないこと
- ② 消防隊による救出作業が困難な場所でないこと (「進入の容易さ」「活動の安全」「延焼のしにくさ」を考慮)。
- ③ 外部との連絡が可能であること。



2

訓練を実施する前に

はじめに施設の職員の方々に一時待避場所の選定及び待避完了までの目標時間を設定し、図上訓練によって検証をします。そして、その結果を踏まえて一時待避場所の位置、各職員の役割、避難経路、避難助動の方法等について事前検討を行います。

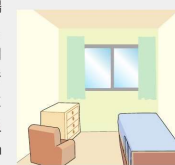
1 一時待避場所の設定

一時待避場所は、下記の事項を考慮して階段ホールや居室に設置します。

- 一時待避場所と廊下との間には、戸が設置されていること。
- 上記の戸にガラリ等の換気用の開口部がある場合は、ガラリ等の上端の位置が戸の高さの3分の1以下であること。
- 煙に対する一時待避場所の安全性の向上のため、上記の戸の隙間には気密ゴムを貼付することが望ましい。
- 上記の戸と廊下との間の隙間を塞ぐためアルミテープ等の不燃性のテープを用意すること。

- 消防機関により救助活動が円滑に行われるよう、一時待避場所には消防機関との連絡手段として電話を設置すること。

- 居室を一時待避場所とする場合は、消防機関による円滑な救助活動ができるよう、屋外に面した窓等 (幅及び高さが各50cm以上) があること。

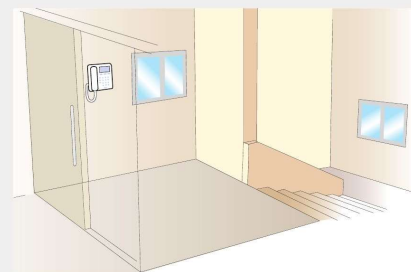


- 階段ホールを一時待避場所にする場合でも、開口部が50cm以上が望ましいこと。
- 一時待避場所に接続する廊下には屋外に面した窓等 (1m×1m以上) が設けられていることが望ましいこと。
- 火災室となることが想定されるすべての居室と廊下の間に、戸が設置されていること。
- 居室が火災室となることを想定して二方向避難ができるように、同じ階に二カ所の一時待避場所を設定すること。
- 一時待避場所は、そこに一時待避が想定される利用者の人数、状態等に適した広さがあること。

吊り引き戸の隙間への気密ゴムの設置例



① 上枠及び召合わせに設置した気密ゴム
② 戸下部に設置した気密ゴム



3

2 待避完了までの目標時間の設定

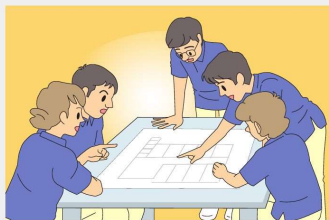
一時待避場所への水平移動に係る目標時間は下表のとおりとします。

火災室の条件	自動火災報知設備の発報から行動完了までの目標時間 ※1		
	熱感知器（各居室）	煙感知器（各居室） ※2	
行動の内容		居室にソファ等を置いている場合	居室にソファ等を置いていない場合
火災室の戸の開鎖完了	1分	2分	3分
廊下の開口部の開放完了	3分	4分	5分
一時待避場所への水平移動完了	9分	10分	11分

※1 寝具、布張り家具の防火性能が確保されている場合は+1分とする。
 ※2 出火室となることが想定されるすべての居室に煙感知器を設置している場合は、火災の早期発見が可能になることから目標時間を延長する。なお、居室に布張り、またはポリエチレン製のソファ等を置いている場合は、火煙により危険な状態となりやすいためソファ等の有無により目標時間を異なる値としている。

3 図上訓練等の実施

- 想定する出火時刻や火災室は、実際の建物の構造や利用状況、職員の配置状況を踏まえ、もっとも避難に時間を要する想定で設定する。
- 火災発生時に水平避難を行う一時待避場所、各職員の役割、避難経路、避難介助の方法等を確認するため、実働訓練に先立って建物の平面図を用い図上訓練を行う。
- 施設に設置されている消防用設備等の取扱い方法について確認する。



4

■ 一時待避場所を活用した訓練の実施

火災発生時の一時待避場所を活用した基本的な行動

火災発生時に職員が行動できるよう、図上訓練等を通じ具体的な内容を検討し、実際に行ってみましょう。

① 火災の覚知と現場の確認

自動火災報知設備の鳴動後、直ちに火災の発生場所を確認する。そして消火器を携行して火災現場の状況を確認しに行く。



② 火災室からの退避と初期消火

火災を確認した場合は、「火事だー!」と2回叫び、付近の利用者に火災であること、避難すべきことを知らせるとともに、火災室から利用者を退避させる。携行した消火器により初期消火を行う。



③ 火災室の戸の開鎖

廊下の煙やCO₂濃度を抑えるため、火災室からの退避及び初期消火終了後、直ちに火災室の戸を開鎖する。



④ 廊下の開口部の開放

廊下の煙やCO₂濃度を抑えるため、廊下の開口部を開放する。



5



⑤ 火災室から一時的に退避させた自力避難困難な方の避難誘導

- (ア) 火災室から退避させた自力避難困難な方を一時待避場所へ避難させる。
- (イ) 車椅子やストレッチャー等を使用する方は、一時待避場所において車椅子等が渋滞し、避難の支障とならないよう避難誘導する。
- (ウ) 一時待避場所に面して屋外バルコニー等が設置されている場合は、バルコニー等への出入口を解錠する。

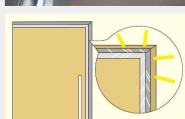


⑥ 火災室以外の利用者の避難誘導

- (ア) 火災室以外の利用者等を避難させる際、火災室を通過しないように避難させる。
 - a. 火災室以外の利用者が自力避難困難な場合は、一時待避場所に避難させる。
 - b. 火災室以外の利用者が自力避難可能な場合は、職員が「火事だ！〇〇〇へ避難してください」と大声で叫んで、自力で施設の外まで避難させる。
- (イ) 火災室以外の居室の戸や防火戸は可能な限り閉鎖する。避難が完了している部屋はその旨の表示等をすることが望ましい。
- (ウ) 一時待避場所へ移動した際、屋外に面した窓等がある場合は開放する。
- (エ) 立ち入ることができるすべての場所を確認し、最後に出火階の利用者が全員、施設の外または一時待避場所へ避難したことを確認する。また、アルミテープ等により戸と廊下との間の隙間を塞ぐ。
- (オ) 火災室が存在する階の利用者の避難誘導を優先し、その後、出火階以外の階の利用者の避難誘導を行う。



吊り引き戸の隙間へのアルミテープの貼付例



⑦ 一時待避場所からの避難誘導等

- (ア) 消防機関に一時待避場所の位置、出火場所、避難の状況等について電話により連絡をする。
- (イ) 一時待避場所から安全に屋外まで避難させることが可能な場合は、消防隊が到着するまでの間、自力避難困難な方を一時待避場所から施設の外まで順次避難させる。



⑧ 消防隊への情報提供

避難状況（一時待避場所への避難者数、屋外の地上までの避難者数等）を把握し、駆け付けた消防隊に対して、出火状況、避難状況、危険物の有無等の情報提供を行う。



■ 目標時間を超過した場合の防火管理体制の改善

設定した目標時間までに一時待避場所までの避難ができなかった場合は、下記の事項により防火管理体制を改善していきましょう。

1 訓練手順の再検討

避難させる場所の優先順位、避難経路、介助方法等、その他具体的な対応手順を再度検討した上で、以下の訓練を実施します。

●部分訓練

各種設備等の使い方、自力避難困難な方の避難介助の方法等の部分的な対応について個々の手順を習得する。



●全体訓練

火災発生から避難誘導、消防隊への情報提供までの一連の対応について全体的な手順を習得する。

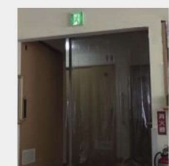
2 目標時間の検証訓練

●部分訓練または全体訓練を実施した後、本マニュアルに基づく訓練を実施し、設定した目標時間内に避難が完了するかを確認する。



3 防火安全対策の実施

●設定した目標時間内に避難ができなかった場合は、一時待避場所の位置の変更、感知器の取り替え、ソファ等の居室に置かれた可燃物の除去、防火性能等を有する遮煙のためのカーテンを廊下等に設置するなど、防火安全対策を実施しましょう。



廊下と居室との間への遮煙のためのカーテンの設置例
○材質 カーテンレール：アルミ
カーテン：クリスタルターボ

★一時待避場所は最終避難場所ではありません。一時待避を行った後は屋外の地上へ順次避難しましょう。



「水平避難訓練マニュアル」が消防庁のホームページに掲載されています。ぜひご覧になって、ご活用ください。
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-2.html>



火災に備えて

「早期発見」「初期消火」で火災の被害を最小限に!

対応火災をCHECK!!



普通火災 (A火災)
木材、紙類、繊維など、
普通可燃物による火災



油火災 (B火災)
ガソリンやシンナーなど、
油による火災



電気火災 (C火災)
電線や変圧器、モーターなど、
電気による火災

中身をCHECK!!

- **粉末系消火器**
素早く火勢を抑えて消火します。浸透性がないので可燃物によっては再燃することがあります。放射時間が短いので、火元を的確に狙うことが大事です。
- **水系消火器**
冷却効果が高く浸透性があり、再燃を防止します。
- **ガス系消火器**
窒息消火で素早く消火します。電気施設や精密機械なども汚損しません。

使い方をCHECK!!

- 1 消火器を火元近くまで運ぶ
- 2 安全栓を真上に抜く
- 3 ホースを外し、ノズルを火元へ向ける
- 4 レバーを強く握り、放射する



逃げ道を確保
※消火中で視界がふさがれる可能性があります



炎が天井まで達しそうだ
※消火を諦め、避難!



しっかりと火元を
狙おう

姿勢は
低く

少し離れたところから
使用を開始し徐々に近づく

定期的に訓練をしましょう。

消火器



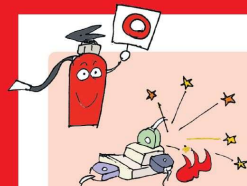
指示圧力計

蓄圧式消火器の場合は
針が緑色の範囲内にあるか
確認しておきましょう。

対応火災表示

発火源を確認してから
使用しましょう。

消火器がうまく使えた!



電子レンジで料理を温めていたところ、テーブルタップから火花が出て可燃物に着火、粉末消火器で消火した。



開店準備中の従業員が鍋を火にかけていたところ鍋から炎が上がり、防災センター員が駆け付けて消火器で消火した。



物品販売店舗の倉庫で調理器具のスイッチが入り付近の可燃物に着火、従業員が消火器10本以上集めて初期消火を行い消火した。

こんな事故も……

- 事業所内のブレーカーから出火し、従業員が消火器で消火したところ、消火器が破裂し、容器が胸部に当たり負傷した。
- 飲食店の厨房内で、集積した油かすから炎が上がり、消火器で消火したところ、消火器が破裂し、容器が顔面に当たり負傷した。

いずれの事例も、消火器の底部が腐食し、消防法に基づく点検が実施されていませんでした。
(消防法第17条の3の3違反)

ココをCHECK!!

- 設置場所はどこか。すぐに使用できる場所に設置されているか。
- 安全栓や安全栓の封が外れていないか。
- 容器やホースに変形、損傷、劣化はないか。ホースに詰まり等はないか。
- 蓄圧式消火器は圧力が低下していないか。

防火対象物の関係者は、消防用設備等を点検し報告する義務があります。

(消防法第17条の3の3)

点検時期は **機器点検 6か月ごと** **総合点検 1年ごと**

▼詳細はこちら



一定規模以上の建物の管理権原者は、防火管理者を定め消防計画に基づく消防用設備等の点検及び整備を含む防火管理上必要な業務を行わなければならない。(消防法第8条第1項)

点検未実施 消防機関へ未報告 **消防法に基づく命令や罰則の対象**となります。

日本消防設備安全センター
違反是正支援センター



KAWAGUCHI CITY
FIRE DEPARTMENT
Fire Prevention Division

火災に備えて

「早期発見」「初期消火」で火災の被害を最小限に!

屋内消火栓設備とは

- 初期消火用の設備で、水源、ポンプ、起動装置、屋内消火栓（開閉弁、ホース、ノズル等）、配管、弁類、非常電源等から構成されています。
- 1号消火栓、易操作性1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓に区分されます。



使い方をCHECK!!

消火栓の種類ごとに操作が異なります。火災発生時に操作できるか使用方法を確認しておきましょう。

1号消火栓



大量の水を高圧で放水
原則2人以上で操作

1 ポンプ始動表示灯点滅ベル等鳴動
発信機のボタンを押します。

2 扉を開け、ホースを延長し、放水体勢をとります。
ホースは乱さずに取り出し、折れ曲じれなく延長する。

3 開閉弁を開き放水します。
役割分担
① 簡先を持つ人
② 開閉弁を開放する人

2号消火栓 / 易操作性1号消火栓



1人で操作可能

1 ポンプは、開閉弁を開放すると起動する。
※ホースの延長操作、ノズルの開放により起動するものもあります。
開閉弁を開放します。

2 ノズルを持ちホースを延長し、ノズルを開き放水します。

定期的に訓練をしましょう。

屋内消火栓設備

屋内消火栓設備がうまく使えた!

学校のロッカー内から出火し、火と煙に気づいた教員が他の教員に知らせ、同僚と屋内消火栓設備を使用して消火活動を行い消火に成功した。



こんな事案も……

ホースを延長したが、ポンプの起動装置を押さなかったため使用できなかった。

ホースを延長する時にホースが絡まり上手く放水できなかった。



屋内消火栓設備は水を放出します。
そのため電気火災・油火災の消火には適しません。
火元を確認してから消火しましょう。

ココをCHECK!!

- 設置場所はどこか。消火栓扉の開閉に障害となる物品はないか。
- ポンプの起動方法は理解しているか。
- 表示灯は点灯しているか。
- 消火栓箱内のノズルが接続されているか。ホースに損傷はないか。

防火対象物の関係者は、消防用設備等を点検し報告する義務があります。

(消防法第17条の3の3)

点検時期は 機器点検 6か月ごと 総合点検 1年ごと

▼詳細はこちら



一定規模以上の建物の管理権原者は、防火管理者を定め消防計画に基づく消防用設備等の点検及び整備を含む防火管理上必要な業務を行わなければならない。(消防法第8条第1項)

点検未実施 消防機関へ未報告 消防法に基づく命令や罰則の対象となります。

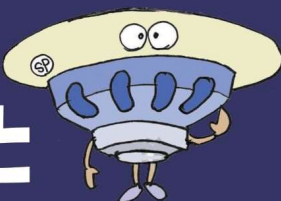
日本消防設備安全センター
違反是正支援センター



KAWAGUCHI CITY
FIRE DEPARTMENT
Fire Prevention Division

知っていますか？

SPのこと



スプリンクラー設備

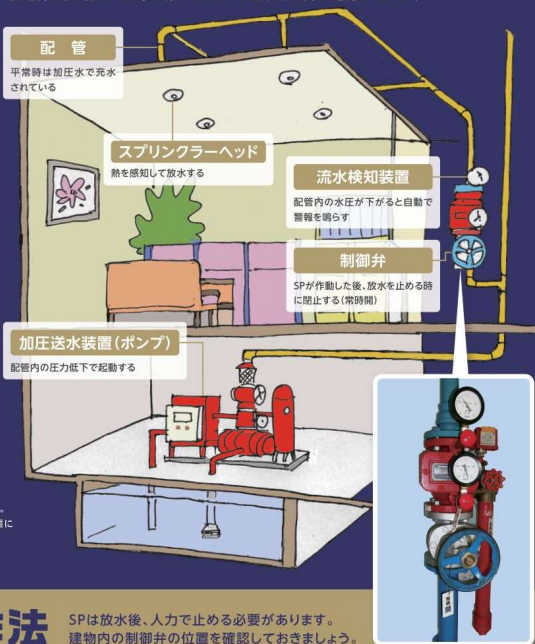
火災の熱を感知すると、建物の天井等に設置されたSPヘッドから放水して消火する設備です。

法令により不特定多数が集まる大規模施設や迅速な避難が困難な方が利用する施設、高層建築物などに設置が義務付けられています。

1分間の
放水量
80ℓ以上
※機種により異なります。

火災時自動放水

閉鎖型湿式スプリンクラー設備の図
(配管内は常に加圧された水で満たされており、火災の熱を受けて放水するタイプ)



建物に設置されているSPシステムを確認しておきましょう。

閉鎖型湿式が最も広く設置されています。そのほかに、設置場所や対象物の形態によっていくつかのタイプがあります。

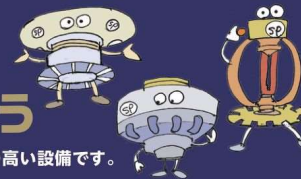
消火後作法

SPは放水後、人力で止める必要があります。建物内の制御弁の位置を確認しておきましょう。

- 1 消火を確認
火災が完全に消火されていることを確認しましょう。
- 2 放水後の制御弁を閉める
階ごとに制御弁が存在します。日ごろから位置を確認しておきましょう。
- 3 ポンプを停止する
ポンプ制御盤の停止ボタンを押しましょう。



頼りになるSP 正しく付き合おう



火災の初期段階での消火に非常に有効な信頼性の高い設備です。

SPの効果が発揮された!

物品販売店舗で火災が発生して消火器を使用した初期消火に失敗。その後、SPが作動し消火に成功した。

福祉施設で自動火災報知設備のベルが鳴り居室内の火災を発見。職員が消火器で消火中、SPが作動して火災は完全に消火された。

ホテルの客室で火災が発生。自動火災報知設備のベルが鳴り、現場に駆け付けると、SPが作動し消火に成功していた。火災通報装置で消防機関に通報後、放送設備等を活用して宿泊客を避難させた。



こんな事案も…

共同住宅の居室から出火。SPが作動して消火したが、鍵を探すのに手間取り、制御弁の閉止が遅れ、水損が拡大した。

照明テスト時にホール天井裏の照明室に設置されていたSPが火災ではなかったが熱により放水し水損が発生した。

フート弁が故障しており呼水槽から水が流れていたため、警備員が不審に思い給水バルブを閉止。そのままにしていたため火災時にポンプが起動しなかった。



消防用設備等は火災時に正しく作動するように、適正に維持管理することが大切です。

- ▶ 防火対象物の関係者は、消防用設備等を点検し、**報告する義務があります。**(消防法第17条の3の3)
- ▶ 一定規模以上の建物の管理権原者は、防火管理者を定め消防計画に基づく消防用設備等の点検及び整備を含む防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。(消防法第8条第1項)

点検が実施されず消防機関に報告されていない場合は、消防法に基づく命令や罰則の対象となります。

点検 6か月ごと

点検 1年ごと



日本消防設備安全センター
違反是正支援センター

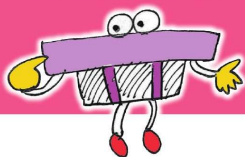


KAWAGUCHI CITY
FIRE DEPARTMENT
Fire Prevention Division

知っていますか？

自動火災報知設備のこと

自動火災報知設備は、火災による熱、煙、炎を早期に自動的に感知して、非常ベル等で建物内の人たちに火災を知らせる設備です。感知器、受信機、発信機、音響装置、表示灯などで構成されています。



感知器



煙を感知するもの、熱を感知するもの、炎を感知するものがあります。

発信機



ボタンを押すことで火災発生を知らせる信号を送るとともに音響装置を起動させます。

※写真は発信機、表示灯、音響装置が一体となった総合盤

受信機



感知器または発信機からの信号を受信し、音響装置によって火災発生を知らせます。作動した感知器や警戒区域も表示します。



建物に設置されている自動火災報知設備の形態を確認しておきましょう。設置場所や建物の形態によって設置できる種類が異なります。

自動火災報知設備で火災の早期発見と被害の最小化！



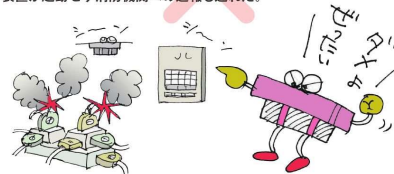
病院で受信機が地下1階の感知器の作動を表示。当直者が表示された現場を確認に行くと作業室内の電気炉から炎があがっているのを見出し119番通報。消火器で消火した。



学校でバッテリーの充電中に火災が発生。学生と教員で消火器と屋内消火栓設備で初期消火を実施。ベル音を聞いた事務員が受信機の表示を確認し、教員からの連絡を受けて119番通報。3階にいた生徒は、ベル音と「火事だー」の声を聞き、屋外階段を通じて避難した。

ベル・音響装置の停止が火災時の「作動しなかった...」を招きます。

図書館のコードリール付近から出火(たこ足配線による過電流が原因)。工事中で受信機と音響装置の運動が停止されていたことから地区音響装置が起動せず消防機関への通報も遅れた。



非火災報

感知器は温度や煙濃度などが一定の条件となった際に作動するように作られているため火災でない場合でも作動する場合があります。

いたずら	調理時などの熱や煙	空調設備の熱や風
ホコリ	水蒸気	落雷 気圧変化 風雨 など

消防用設備等は火災時に正しく作動するように、適正に維持管理することが大切です。

- ▶ 防火対象物の関係者は、消防用設備等を点検し、**関係点検 6か月ごと**、**総合点検 1年ごと** 報告する義務があります。(消防法第17条の3の3)
 - ▶ 一定規模以上の建物の管理権原者は、防火管理者を定め消防計画に基づく消防用設備等の点検及び整備を含む防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。(消防法第8条第1項)
- 点検が実施されず消防機関に報告されていない場合は、消防法に基づく命令や罰則の対象となります。



日本消防設備安全センター
違反是正支援センター



KAWAGUCHI CITY
FIRE DEPARTMENT
Fire Prevention Division

知っていますか？

消防機関へ通報する火災報知設備

火災通報装置のこと

火災通報ボタンを押す、または自動火災報知設備と連動することで、自動的にあらかじめ記憶されている火災通報情報を119番通報する設備です。



自動火災報知設備と接続している場合は、感知器または受信機等の火災信号で通報されます。

- A 火災通報ボタン**
ボタンを押すと119番に自動通報
- B 通話割込ボタン**
メッセージ再生中に受話器をとってこのボタンを押すと消防機関と通話可能
- C 応答確認ランプ**
点滅:ダイヤル中 点灯:応答中

火災時には、消防機関に早く通報することが重要です。

使用方法

しっかりと確認しておきましょう

① 火災発見! 火災通報ボタンを押す

- 手動型** 事前に登録した情報を電話回線により消防機関に通報します。
- 自動型** 自動火災報知設備の作動とともに、消防機関へメッセージを発信します。
- 火災確認後に火災通報ボタンを押してください。

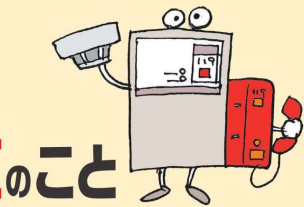
② 消防からの呼び返し

消防機関からの呼び返し(コールバック)があったら受話器をとって、火災状況を伝えます。

初期消火、人命救助が優先です。
呼び返しには支障のない範囲で応答してください。

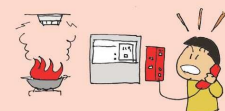
誤報だった! その時は…

- 受話器をとり、次の方法で消防機関へ状況を伝えましょう。
- メッセージが流れている間は、通話割込ボタンを押して状況を伝える。
- 消防機関からの呼び返し時に状況を伝える。
- または
- 電話で119番通報する。



奏功

●福祉施設で天ぷら油の入った鍋をかけたまま他の作業をしている間に油が過熱され発火。感知器が作動し、火災通報装置(感知器連動)により消防機関に通報。従業員が火災を確認後、火災通報装置の火災通報ボタンを押下。消防機関からの呼び返しに「厨房で煙が出ています」と伝えた。スプリンクラー設備が作動し炎は取まった。



●福祉施設の居室で火災が発生。火災通報装置(感知器連動)により消防機関に通報。消火器で消火をしている途中、スプリンクラー設備が作動して消火。従業員3人で施設利用者を屋外に避難誘導。消防隊到着時は施設利用者の点呼も行われ全員避難が完了していた。



失敗



- 福祉施設でガス乾燥機が過熱、乾燥機の上に積まれていた布団から出火。従業員が固定電話から119番通報しようとしたが慌ててしまい、0発信をしなかったことから通報できず。自身の携帯電話で119番したが、通報が遅れた。
- 自動火災報知設備と火災通報装置が連動していたが通報を切っており、消防機関に通報されなかった。火災通報ボタンも押しておらず、消防隊の出場に時間を要した。

自動火災報知設備と連動していたが消防機関へ通報できなかった事例

- 電話回線工事の時にジャックを取り外し、そのままになっていた。
 - アナログ回線からIP電話に切り替わっていたが、対応していなかった。
- こんな場合は、消防署に相談・届出が必要です。
- 回線方式を変更する場合
 - 建物住所・名称変更に伴い通報メッセージを変更する場合



※NTTでは、固定電話サービスを順次IP網に移行することになっています。詳細については、NTT固定電話のIP網移行に伴い発生する事象への対応について、総務省消防庁通知(令和元年12月23日消防予第274号・消防指第138号)及びNTTホームページをご覧ください。なお、各機器の事業発生の際については、各メーカーにお問い合わせください。

消防用設備等は火災時に正しく作動するように、適正に維持管理することが大切です。

- ▶ 防火対象物の関係者は、消防用設備等を点検し、**機械点検 6か月ごと**、**総合点検 1年ごと** 報告する義務があります。(消防法第17条の3の3)
- ▶ 一定規模以上の建物の管理権原者は、防火管理者を定め消防計画に基づく消防用設備等の点検及び整備を含む防火管理上必要な業務を行わなければならない。(消防法第8条第1項)

点検が実施されず消防機関に報告されていない場合は、消防法に基づく命令や罰則の対象となります。



日本消防設備安全センター
違反是正支援センター



KAWAGUCHI CITY
FIRE DEPARTMENT
Fire Prevention Division

火災に備えて 避難器具

「火災だ」「階段が使えない」そんな時…… 避難器具は建物利用者の命綱!



- 設置場所はどこか知っているか。
- 避難器具の使い方や留意事項を確認しているか。
- 避難器具の周辺に避難の障害となる物件などはないか。



建物内にある避難器具の種類や設置場所、使用方法を確認しておきましょう。

避難器具	
避難はしご 固定はしご 立てかけはしご つり下げはしご	避難用タラップ 避難ロープ
滑り棒 滑り台	滑り棒 滑り台
救助袋	救助袋
	避難機 避難機 避難機

避難器具は、建物用途・階数などの条件に基づき法令で設置基準が定められています。

ハッチ用避難はしごの使い方

※使用法は製造会社により異なります。

避難器具には使用方法や留意事項が記載されています。必ず確認してから利用しましょう。

1

ロックを外し、
上ぶたを固定されるまで開ける。
階下に人がいないことを
十分に確認する。



2

開放レバーを押すと
はしごが下りるので、
のびきったことを
確認する。



ふたを開けると
使用方法が
記載されて
います。

3

落ち着いて足の位置を
確認しながら降りる。

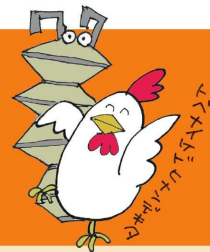


写真協力：横浜消防局「横浜市民防災センター」

うまく避難できた

共同住宅の3階の居室から出火し、屋内廊下及び階段にも煙が充満して避難できず、3階からベランダに設置してあったハッチ用避難はしごで2階に降り、隔板を破って2階のつり下げはしごで避難した。7名の居住者が避難はしごで避難できた。

ホテルの厨房から出火し、20名が屋内階段で避難できたが、3階以上にいた3名は屋内階段を使えなかったため3階に設置してあった避難はしごで避難した。



消防用設備等点検報告義務

(消防法第17条の3の3)

機銃点検 6か月ごと 総合点検 1年ごと

点検およびその報告を怠った場合は、消防法に基づく命令や罰則の対象となります。



日本消防設備安全センター
違反是正支援センター



KAWAGUCHI CITY
FIRE DEPARTMENT
Fire Prevention Division

消防用設備等には定期点検が必要です。



消防用設備等点検報告制度とは

防火対象物の関係者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。(消防法第17条の3の3)

点検の種類と期間

機器点検 **6カ月に1回実施**

- 1 消防用設備等に付置される非常電源(自家発電設備に限る)又は動力消防ポンプの正常な作動。
- 2 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項。
- 3 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項。

総合点検 **1年に1回実施**

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を確保するため、消防用設備等の種類に応じて実施する点検。

点検実施者

次の防火対象物の消防用設備等は、**消防設備士**又は**消防設備点検有資格者**に点検させなければならない。

- 1 延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物
- 2 延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定するもの
- 3 特定一階段等防火対象物
- 4 全域放出方式の二酸化炭素消火設備が設置されている防火対象物

報告

防火対象物の関係者は点検結果を、維持台帳に記録するとともに、次の1及び2に示す期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等については、設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

- 1 **特定防火対象物** **1年に1回**
- 2 **左記以外** **3年に1回**

※特定防火対象物とは、百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物等で不特定多数の者又は災害時に避難が必要なものが入り居る施設(消防法施行令第16条第1項(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16)の2)項、(16)の3)項に掲げる防火対象物)

適切な消防用設備等点検を実施しましょう!

消防用設備等の点検は、適切に行われていますか?

御自身の建物に設置されている消防用設備等の点検について、次の4つの事例を参考にチェックしてください。

× 無資格者が点検をしていた

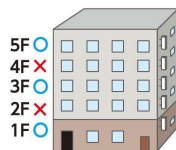
消防設備士又は消防設備点検資格者による点検を依頼していたにもかかわらず、無資格者が自動火災報知設備の点検を実施していた。



消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ、消防機関に報告する場合は、点検作業が始まる前に、点検に従事する各作業員(資機材の搬送等の補助的な作業のみを行う者を除く)が免状を保有しているか確認しましょう。

× 全階を点検していなかった

地上5階のビルにおいて、1階・3階・5階の店舗の消防用設備等は点検されていたが、2階・4階の店舗は点検されていなかった。



点検の対象は「建物に設置されている全ての消防用設備等」です。各階全ての点検を依頼していたにもかかわらず、点検業者が、一部のみの点検で作業終了としていないか、点検作業の実施状況を確認しましょう。

× 事実と異なる報告をしていた

自動火災報知設備の感知器が故障していることが確認されたが、点検結果報告書では、改善していないにもかかわらず「不備なし」として報告していた。



点検の結果を、事実通りに記載しなければなりません。報告書に記載されている内容が「実際の点検結果」と相違ないかどうか、点検作業の実施状況を確認するとともに、報告書の届出前にしっかりと確認しましょう。不備については、適切に改善しましょう。

× 点検期間のルールを守っていなかった

機器点検を1年に1回、総合点検を3年に1回しか実施していなかった。



機器点検は6ヶ月毎に、総合点検は1年毎に実施してください。また、建物関係者は、法令により点検を行った結果を「維持台帳」に記録することとなっていますので、点検を実施したら、その結果を維持台帳に記録しましょう。

具体的な点検要領、報告様式の記載方法等、詳しくはお近くの消防機関にご相談ください。

FDMA 消防庁
Fire and Disaster Management Agency
<https://www.fdma.go.jp/>



ご相談はお近くの消防署まで



KAWAGUCHI CITY FIRE DEPARTMENT
Fire Prevention Division

テナント変更
事務所として利用されてきたが、テナントが飲食店に変わった。

増築
RC造の建物に木造部分を増築した。延べ面積とともに建物構造も変わった。

用途変更
これまで倉庫だったが、リノベーションをして物販店舗として活用するようになった。

接続
2棟だった建物が接続により一体化することで延べ面積が増加、建物構造も変更となった。

窓の封鎖
改装時に建物利用の都合から居室の窓を化粧板や格子で封鎖した。

増床
保管する物品の数が増加し、高天井の倉庫に中2階を新たに設けた。

面積増加 **用途変更** **その建物、** **消防法違反** **開口部の閉鎖** **構造変更** **につき**

建物構造や用途の変更などによって、新たに屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備の設置が必要となる場合があります。
このような工事等を行う場合は、管轄消防署に事前に相談しましょう。

消防用設備等未設置 速やかに改善を!



消防法は火災などの災害から国民の生命・身体・財産を保護するために様々な規制を設けています。消防職員はこの規制に適合させるため、不備事項の是正を求める権限を持ちます。

立入検査で違反が判明
各地域の消防本部では火災を未然に防ぐため、消防法に基づき立入検査を定期的に行っています。

利用者へ違反を公表
立入検査の結果通知後、一定期間を経ても重大な違反が是正されない場合には違反の事実が公表されます。

警告
違反が是正されない場合には、命令へ移行することを事前に建物関係者に警告します。

命令
火災危険の排除のため、違反の是正を命じます。建物の入り口に命令事項を記載した標識を設置するとともに官報への掲載など公告がなされます。

使用停止命令
利用者に著しい危険が及ぶ場合に、建物の利用を停止するように命じることがあります。

告発
検察又は警察に対して違反事実を申告し、法令に基づく処罰を求めます。

違反対象物の公表制度
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の未設置など重大な消防法違反を各市町村や消防本部のホームページ上で公表します。

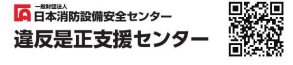
公表の対象となる主な設置義務違反
地域により異なります。

公表される項目

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	公表の対象となる違反の内容
----------	-----------	---------------

処罰の対象となる場合があります。
防火対象物の管理権原者は消防用設備等を適切に設置し、維持・管理する義務を有します。

消防法第17条の4第1項・第2項
消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置命令に従わなかった場合、1年以上の拘禁刑又は100万円以下の罰金、加えて法人などには3,000万円以下の罰金が科されます。



思ったよりずっと危険な消防法令違反

NO!!!!!!

こんな景色が避難や人命救助の障害に
ちよつとなら……いいか？

消防用設備等の不動作

通路・階段への物件存置

危険物の放置

日常の小さなこと、火災時には大ごとです。

見なれないで、この景色

火災時に避難・消防活動の支障となり被害を拡大させる消防法令違反

物件存置



消防用設備等の不動作



おなじみの景色がまねく非常事態

特に地上への階段が1つしかない建物では火災時の危険性が大きく上昇します。
適切な維持管理が命を救います。

危険物の放置



過去の事例

新宿区歌舞伎町火災 死者44名

物件存置や消防用設備等の不動作により被害が拡大しました。

品川区勝島倉庫爆発 殉職19名

危険物の無許可貯蔵が原因になって大きな被害が生じました。

消防吏員は、このような危険を法令に基づき排除するよう関係者に命令することができます。

罰則一覧



日本消防設備安全センター
違反是正支援センター



KAWAGUCHI CITY
FIRE DEPARTMENT
Fire Prevention Division

ご清聴ありがとうございました。

